

制度の概要



運営基準

区で規定する基準に沿って、区の補助を受けて運営されます。



優先受入校の設定

各学童クラブにおいて優先受入校を設定しています。
優先受入校からの受入れ人数は定員の8割以上となりますが、各学童クラブによって異なります。



民間事業者が運営

運営主体は民間事業者となります。



小学校外の施設

小学校の敷地外にある施設で活動を行います。



新BOP学童クラブとの併用について

民設民営放課後児童クラブと新BOP学童クラブを併用することは出来ません。

BOP（放課後子ども教室）は併用できます。

※詳細については、各施設にお問合せください。

併用に関するルール

新BOP学童クラブ

× 併用不可

BOP（放課後子ども教室）

○ 併用可能

対象者について

対象となる児童

小学校 1 ～ 3 年生

区内在住または区立小学校在籍

※ 心身の発達等により個別配慮が必要な児童
⇒ 小学校 6 年生まで

※ 認可保育所内で実施する施設
⇒ 小学校 1 年生まで
※ 空き状況等により 2 年生も受入れ可

保護者の入会要件

① 就労

就労が、日曜日を除き、勤務の終了時間が午後 3 時以降（午後 3 時に終わる就労は該当します）の日が週に 3 日以上あり、かつ一週間の就労時間が日中 20 時間以上であること。

② 就学・看護等

就学・看護等により、保護者が自宅にいない場合。（不在となる時間は上記「就労」に準じる）

③ 入院・疾病や障害等

入院・疾病や障害等により、児童の保護・育成が困難である場合。
（居宅内療養の疾病は、常時病臥か、精神性又は感染症の疾病が対象となります。）

④ その他

その他明らかに、保護・育成に欠けると認められる場合

施設の概要



実施日

通年 実施

お休みの日

日曜日、国民の祝日、休日
年末年始（12月29日～1月3日）



開所時間

平日 放課後～18:15

土曜日、学校休業日 8:00～18:15

延長利用 18:16～19:00

※施設によっては土曜日・学校休業日の8:00以前や、平日の19:00以降も利用できる場合があります。詳細は各施設にお問合せ下さい。



利用料

基本月額 5,000円（おやつ代含む）
（新BOP学童クラブと同一料金）

延長料金 月額上限 1,000円
（～19:00）

※①生活保護を受給している世帯、②住民税が非課税の世帯（世帯の16歳以上の全員）、
③就学援助費を受給している又は、就学援助費の認定基準に該当する世帯（給食費のみ
免除の場合を除く）のいずれかに該当する利用児童の世帯は利用料の助成を行います。



場所・定員

活動場所 学校敷地外の施設
民間事業者が運営する専用の施設で活動

定員 各学童クラブによって異なります。
詳細は各施設一覧をご覧ください。

申込から入会決定までの流れ

1

申請する施設の情報の確認

希望する学童クラブのホームページ又は直接問い合わせます。

2

入会書類を提出

各施設から指定された書類を準備し、各施設に直接提出します。

3

審査

提出された書類をもとに各施設で審査が行われます。

4

入会決定・案内

入会が決定した後、利用開始に向けた詳細な案内が各施設から届きます。

小学校からの移動

優先受入校の対応



優先受入校



職員引率



学童クラブ

原則として、優先受入校から各学童クラブまでの移動時は職員が引率します。

優先受入校以外の対応

優先受入校以外からの送迎の扱いについては
各施設によって異なります。
詳細は各施設にお問合せください。

新BOP学童クラブとの比較

項目	新BOP学童クラブ	民設民営放課後児童クラブ
運営主体	区	民間事業者
実施日	通年実施 (日曜日、国民の祝日、休日、年末年始(12月29日～1月3日)除く)	
利用料	基本月額 5,000円(おやつ代含む) 延長料金(～19:00) 月額上限 1,000円	
開所時間	平日 :放課後～18:15 土曜日、学校休業日 :8:00～18:15 延長利用 :18:16～19:00	
8:00以前の開所 (土曜日・学校休業日)	なし	各学童クラブによって異なります
19:00以降の開所	なし	各学童クラブによって異なります
活動場所	学校敷地内	学校敷地外
定員	原則として設けない	各学童クラブによって異なります
お弁当	学校休業日等、給食がない日はお弁当持参	各学童クラブによって異なります (施設内調理、宅配弁当、冷凍弁当 等)